

教育大綱について

1 教育大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正※（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとした。

大綱の策定にあたっては、総合教育会議において、区長と教育委員会が協議・調整を尽くし、区長が策定する。

大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 年～5 年程度を想定しているものである。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 基本的な考え方

- (1) 目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- (2) 地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。
- (3) 学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を記載することができる。
- (4) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定める。ただし、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画、その他の計画が定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、その計画をもって大綱に代えることができる。
- (5) 地方公共団体の長が、教育委員会と調整がついた事項を大綱に記載した場合には、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものである。